

事務連絡  
令和5年8月22日

各商工会 様

静岡県商工会連合会

## 障害者差別解消法等に係る再周知等のお願いについて

日頃は、本会事業の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、中小企業庁より全国商工会連合会を通じて、下記の周知依頼がありましたのでお知らせします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）は、平成25年6月に制定され、令和3年5月には同法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が努力義務から「義務」へと改められました（令和6年4月施行）。

つきましては、下記をご参照いただき、貴会会員事業者へご周知いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 障害者差別解消法に基づく経産省所管事業分野における対応指針 **周知依頼**

平成27年11月、経済産業省は、障害者差別解消法に基づき、経済産業省所管分野の事業者が障害者に適切に対応するためのガイドラインとして、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年経済産業省告示第250号。以下、「対応指針」という）を策定、公表しています。当該対応指針の内容について、貴会会員事業者に対し、再度ご周知いただくとともに、障害者差別解消法の趣旨に沿った運用がなされるようご指導方お願いいたします。

〈経産省対応指針〉

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/downloadfiles/ts\\_meti.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/downloadfiles/ts_meti.pdf)

#### 2. 経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改定案）に関する意見募集 **任意対応**

経産省では、合理的配慮の提供が義務化される令和6年4月の改正法施行までに「対応指針」の改定を行う予定です。現在、改定案についてパブリックコメントを実施中ですので、ご意見がありましたら直接ご意見をお送りください。

〈意見募集ページ〉※短縮URLに編集しております。

<https://onl.bz/A87emss>

#### 3. 「電話リレーサービス」の周知 **周知依頼**

聴覚や発話に障害のある方による電話の利用の円滑化のため、手話通訳者などがオペレーターとして、聴覚や発話に障害のある方と耳のきこえる方の意思疎通を仲介する「電話リレーサー

ビス（令和3年7月1日サービス開始）」が、公共インフラ化されることとなりました（令和2年12月1日「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行）。

〈電話リレーサービス：総務省 HP〉

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html)

#### 4. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 **周知依頼**

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に公布・施行されました。

これを受け、経済産業省では、令和4年度に企業におけるアクセシビリティ等の取組を促進することを目的とし、アクセシビリティに関する国内外の動向や企業の先進事例等の調査を行いました。会員事業者等にご周知いただき、今後の検討にお役立てください。

○障害者を包摂したサステナブル・ビジネスの国内外の動向等調査（2023年3月公表）

概要版：<https://onl.bz/Rxx3Wv7> ※短縮URLに編集しております。

本文：<https://onl.bz/HjpfA3d> ※短縮URLに編集しております。

#### **参考資料**

##### ●障害者差別解消法 広報資料（内閣府）

①リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html)

②チラシ「障害者差別解消法が改正に 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_chirashi-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_chirashi-r05.html)

##### ●「障害者差別解消法【①合理的配慮の提供等事例集】及び【②事例データベース】」

①<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

②<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

##### ●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について

概要：[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku/pdf/jouhou\\_gaiyo.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku/pdf/jouhou_gaiyo.pdf)

本文：[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku/pdf/jouhou\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku/pdf/jouhou_honbun.pdf)

##### ●障害者政策関連ページ（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/>

##### ●内閣府障害者施策担当 HP

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

担当：企画経営課（設楽、斉藤亘）